

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	江東区 区長 山崎 孝明				
事業者番号	A	1	0	0	3

2 報告する事業所等の全体の状況（平成23年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	43 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	6,560 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 事業者としての取組

取組方針	<p>◆平成23年夏季、区長部局と教育委員会の所管する契約電力50kW以上の全施設を対象に、使用最大電力25%削減を目標とした「江東区節電行動計画」を策定・実施した（空調温度設定29℃設定、事務室等の50%以上の消灯、クールビズ等の実施）。</p> <p>◆冬季についても、夏の「江東区節電行動計画」に準じた取り組みを実施した（室温管理は18℃設定を目安、ウォームビズ等の実施）。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
			A108	組織横断的な推進体制の整備
			A113	推進担当者の知識向上・内部還元

4 特記事項

<p>◆平成24年3月に年間を通じた継続的な節電の実施を目的として、契約電力50kW以上の118施設を対象に省エネ法に基づく「管理標準」を整備。同年4月より運用を開始した。初年度は判断基準のうち「空調」「照明」「事務用機器等」の3つを対象としたが、今後対象施設及び判断基準については拡大していく計画。</p>
--